

## 会員の資金移動業者が提供する資金移動サービスに関する 不正取引の発生状況等に関するとりまとめ結果について

一般社団法人日本資金決済業協会（以下「協会」という。）においては、悪意のある第三者が不正に入手した預金者の情報等をもとに当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金をチャージし不正な出金を行う被害（銀行口座なりすまし型の不正利用）が発生したことを受けて、2020年12月に、会員である資金移動業者が提供する資金移動サービスを銀行口座と連携する場合において、資金移動業者側が不正防止のために講じるべき措置の考え方及び具体例等を示した「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」を策定・公表いたしました。

また、2021年4月に、会員である資金移動業者が提供する資金移動サービスのID、パスワード等の情報を不正に入手した第三者が権限なく利用者の意思に反して資金移動サービスを不正利用する被害（決済アカウント乗っ取り型の不正利用）が生じた場合の補償方針、相談態勢及び対応を示した「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」を策定・公表いたしました。

協会におきましては、会員である資金移動業者に対し上記ガイドラインの趣旨に沿った対応を求めています。

協会は、今般、2020年10月から2024年3月までの資金移動サービスにおける不正取引の発生状況や被害が発生した場合の補償状況等について、別添のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

協会といたしましては、利用者のみなさま方が安心して資金移動サービスをご利用いただけるよう、引き続き会員の不正利用の防止に向けた取組みを支援してまいります。

## 資金移動サービスにおける不正取引の発生状況等のとりまとめ結果について

### 1. 資金移動サービスにおける不正利用の件数・金額について

(単位：件、百万円)

時 期	件 数	金 額
2020年度 (10月～3月)	5 3 7	1 6
2020年10月～12月	2 2 9	9
2021年1月～3月	3 0 8	7
2021年度 (4月～3月)	3, 9 7 0	1 7 5
2021年4月～6月	3 0 5	7
2021年7月～9月	1, 7 5 3	5 3
2021年10月～12月	9 9 7	4 2
2022年1月～3月	9 1 5	7 3
2022年度 (4月～3月)	5, 1 2 4	3 0 8
2022年4月～6月	2, 0 4 7	1 5 2
2022年7月～9月	7 1 9	3 0
2022年10月～12月	1, 5 9 5	8 8
2023年1月～3月	7 6 3	3 8
2023年度 (4月～3月)	3, 8 6 6	1 7 1
2023年4月～6月	1, 5 9 9	6 5
2023年7月～9月	7 4 4	4 2
2023年10月～12月	6 3 2	3 0
2024年1月～3月	8 9 1	3 4

### 2. 資金移動サービスにおける不正利用に係る補償件数等について

(単位：件、%)

時期	対応方針決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②/①)
2020年度 (10月～3月)	5 3 1	5 1 7	9 7. 4 %
2020年10月～12月	2 2 6	2 2 2	9 8. 2 %
2021年1月～3月	3 0 5	2 9 5	9 6. 7 %
2021年度 (4月～3月)	3, 9 3 1	3, 8 6 9	9 8. 4 %
2021年4月～6月	3 0 0	2 9 0	9 6. 7 %
2021年7月～9月	1, 7 4 8	1, 7 3 8	9 9. 4 %
2021年10月～12月	9 7 5	9 5 4	9 7. 8 %
2022年1月～3月	9 0 8	8 8 7	9 7. 7 %
2022年度 (4月～3月)	5, 0 7 0	4, 8 7 8	9 6. 2 %
2022年4月～6月	2, 0 1 7	1, 9 9 9	9 9. 1 %
2022年7月～9月	7 1 1	6 8 3	9 6. 1 %

	2022年10月～12月	1, 5 8 9	1, 5 4 8	9 7. 4 %
	2023年 1 月～ 3 月	7 5 3	6 4 8	8 6. 1 %
2023年度（4月～3月）	2023年度（4月～3月）	2, 8 2 7	2, 5 5 9	9 0. 5 %
	2023年 4 月～ 6 月	1, 5 5 0	1, 4 4 3	9 3. 1 %
	2023年 7 月～ 9 月	5 6 8	4 4 3	7 8. 0 %
	2023年10月～12月	4 6 9	4 4 7	9 5. 3 %
	2024年 1 月～ 3 月	2 4 0	2 2 6	9 4. 2 %

(注1) とりまとめ結果は、資金移動業者の利用者がアカウントを乗っ取られて利用者の意思に反する不正利用が行われた被害及び悪意のある第三者が真の権利者(預金者等)になりすましてアカウントを開設し、当該真の権利者の預金口座等から当該真の権利者の意思に反する不正チャージが行われた被害についてその件数・金額や補償件数等を計上

(注2) 「時期」は不正利用が発生した時期。「件数」は、アカウント乗っ取り型の不正利用が行われたアカウント数及び銀行口座等なりすまし型の不正チャージが行われたアカウント数を記載

(注3) 対応方針決定済件数は、資金移動サービスにおいて利用者が不正利用による被害を受けたものであって補償方針が決定したものの件数

(注4) 被害額の一部を補償したものは補償件数に含めていない。

(注5) 当協会非加盟の資金移動業者の計数についても、金融庁と連携し、非加盟の資金移動業者の協力を得て合算して計上

(注6) 上記計数は、会員から協会宛に報告があった2024年3月末時点の計数を取りまとめたものである。一部、2022年3月末(2022年8月2日公表)、2022年9月末(2023年3月30日公表)、2023年3月末(2023年8月4日公表)及び2023年9月末(2024年3月6日公表)時点における報告の計数からの変更があった。